

しゅわげんご かがや
「手話言語をブルーライトで輝かせよう」
 しみん ちいき しゃかい
市民・地域・社会をひとつに
 じっし
チャレンジプロジェクト2025を実施します



まいとし がつ 23 にち おこな 手話言語の国際デーは、2017 ねん 12 月 19 日に国連総会で決議され、今年で8年目になります。決議文では、「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国すべてにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する」とされています。

まいとし 毎年テーマが決められており、2025 年は「手話言語権は人権だ！（英語原文：No Human Rights Without Sign Language Rights）」です。

せかい ろう 連盟 (World Federation of the Deaf : WFD) は2022年から、手話言語の国際デーに、国連や世界ろう連盟のロゴの色であり、「世界平和」を表す青色で世界各地の名所や施設をライトアップするよう呼びかけています。このブルーライトアップイベントは、世界、市民、地域社会がSNSでつながり、各国の手話言語を尊重しあい、世界中のきこえない・きこえにくい人ときこえる人がひとつになる瞬間です。



ほんねん がつ 4 に「阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定した本市でも、この趣旨に賛同し、以下のとおりブルーライトアップを実施します。

にちじ 日時 9月23日(祝) 18:00～21:00

ばしょ 場所 市役所 正面玄関付近

SNSでのシェアにご協力ください。

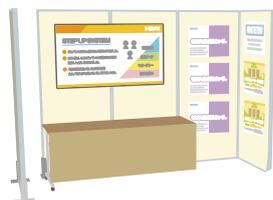
ハッシュタグ 「#IDSL」 「#BlueLight」
 「#手話言語に光を」

タグ付け (Instagram) @official_i_jfd

「手話言語の国際デー」について、詳しくは全日本ろうあ連盟のホームページをご覧ください。



とあ 問い合わせ ちいききょうせいすいしんか 地域共生推進課 ☎ 22 - 3440



ハンセン病に関するパネル展示

ハンセン病に関するパネルの展示を行いますので、ぜひご覧ください。
 期間 9月1日(月)～18日(木) 場所 市役所1階 高層部エレベーター前

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ

令和6年分推計所得税額等を用いて、定額減税しきれないと見込まれる方へ令和6年度に「定額減税補足調整給付金」を給付しました。令和6年分所得税額等の確定後に、本来給付すべき額が昨年実施した定額減税補足調整給付金を上回った方について、その不足分等を定額減税補足給付金（不足額給付）として給付します。

給付対象者

次の不足額給付ⅠまたはⅡに該当する方

●不足額給付Ⅰ

令和6年度に給付した当初調整給付金と、本来給付すべき金額とで差額（不足）が発生する方

●不足額給付Ⅱ

本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当していなかった方

給付金額

●不足額給付Ⅰ

A「不足額給付時の調整給付所要額」－B「当初調整給付時の調整給付所要額」との差額

※ $A \leq B$ の場合は、不足額給付Ⅰの給付対象となりません。

●不足額給付Ⅱ

原則4万円（定額）※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円を給付。

給付方法

対象となる方には8月下旬～9月上旬に定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書等を送付します。受給するには、確認書等の返送が必要です。支給額等を確認いただき、10月31日（金）（消印有効）までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。なお、阿南市において給付要件を満たしていることが確認できない方は、給付要件の確認に必要な書類を添えて、申請書により申請をしていただく必要があります。支給対象と思われるが確認書等が届かない方は、税務課市民税係にお問い合わせください。

給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！不審な電話や郵便等があった場合は、すぐに最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問い合わせ 税務課 定額減税補足給付金（不足額給付）担当（市民税係）
☎22-1114 8:30～17:15（土、日、祝日を除く）

9月1日～10月31日は行政相談月間です あなたの「困ったな」をお聴きします

行政相談所

日時 毎月第2、第4火曜日 9:30～11:30

場所 市役所2階 207会議室

出張行政相談所

新野公民館 9月9日（火） 9:30～11:30

※相談は無料で、秘密は固く守られます。



行政相談マスコット
「キクーン」

総務省行政相談センター

「きくみみ徳島」でも相談を受け付けています。

きくみみ徳島

相談専用ダイヤル ☎0570-090110

（受付時間：平日 9:00～16:45）

問い合わせ 市民生活課
☎22-1116

敬老記念事業（長寿者祝金）について

多年にわたり社会の発展に尽力された高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、敬老理念の普及と高齢者福祉等への関心を高めるために実施しています。

支給対象者 令和7年4月1日現在において、年齢が満77歳（昭和22年4月2日から昭和23年4月1日生まれの方）、満88歳（昭和11年4月2日から昭和12年4月1日生まれの方）、満100歳以上（大正14年4月1日以前生まれの方）で、9月1日現在、住民基本台帳に登録されている方

支給金額 ▶ 77歳 5,000円

※すべて ▶ 88歳 10,000円

年1回 ▶ 100歳以上 10,000円

支給方法 77歳、88歳の方は口座振込にて贈呈します。該当する方へ申請書を9月下旬ごろ郵送します。100歳以上の方は市職員が敬老の日に訪問します。

問い合わせ 地域共生推進課
☎22-3440